

議案第5号関連資料

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

学校医等の報酬に関しては1校（園）あたりの基本額（年額）と幼児、児童又は生徒一人あたりの加算額（年額）があります。

本市の学校医等の報酬額は、県立高等学校等の学校医等の報酬の取扱いを踏まえ決定しており、兵庫県教育委員会は初診料にかかる診療報酬改定に準じて、学校医等の基本給を2.76%増額しました。

これに伴い、本市学校薬剤師の基本額（年額）を引き上げようとするものです。

2 改正概要

（現 行）

1校（園）あたりの年額 156,000 円

（改定後）

1校（園）あたりの年額 158,000 円

3 施行期日等

この条例は令和8年4月1日から施行します。